

別添

番号	公文書名	根拠規定	非開示理由 ※【】内は非開示箇所
1	民間資格・検 定試験を活用した東京 都中学校英語スピーキ ングテスト (仮称) 事業 基本協定そ の1	東京都情報公開条例 第7条第4号	【1ページ及び3ページの業者の印影】 業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に 支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条 例第7条第4号）
2	民間資格・検 定試験を活用した東京 都中学校英語スピーキ ングテスト (仮称) 事業 基本協定そ の2	東京都情報公開条例 第7条第4号	【1ページ及び7ページの業者の印影】 業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に 支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条 例第7条第4号）
3	民間資格・検 定試験を活用した東京 都中学校英語スピーキ ングテスト (仮称) 事業 事業計画 別紙	東京都情報公開条例 第7条第3号、第4 号及び第6号	【5ページ及び6ページの難易度調整に関する記 述】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であつ て、公にすることにより、公正・公平な試験の実施 が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第 6号） 【9ページ及び10ページの採点基準・採点方法に関 する記述】 ・当該情報は、試験の制度設計に関する情報であつ て、公にすることにより、公正・公平な試験の実施 が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第 6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウ ハウ及び内部管理に関する情報であつて、公にする ことにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地 位その他社会的な地位が損なわれると認められる ため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【17ページ及び18ページの情報流出の予防策に関 する記述】 ・当該情報は、テスト問題の漏洩及び問題の流出の 防止に関する情報であつて、公にすることにより、 公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京 都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウ

			<p>ハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）</p> <p>【24ページの事業収支計画の支出に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） <p>【24ページの業者の印影】</p> <p>業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）</p>
4	中学校スピーキングテスト ○○実施協定（令和元年度）	東京都情報公開条例第7条第4号	<p>【1枚目及び2枚目の業者の印影】</p> <p>業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）</p>
5	中学校スピーキングテスト ○○実施計画（令和元年度）別紙	東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第4号	<p>【1ページ、14ページ、15ページ及び16ページの業者の印影】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） <p>【2ページの業務履歴の社員名及び業務従事年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の社員名及び業務従事年数は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） <p>【3ページから5ページまでの実施会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該情報は、プレテストを実施する学校名であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、学校の業務に支障が出ないよう、学校名を公にしないことを条件にプレテストの協力を依頼しており、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校に協力を依頼する際、学校からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）

			<p>【14ページのAIを活用した採点に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） <p>【15ページの単年収支計画の支出に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）
--	--	--	---